石狩市市制施行20周年記念事業

いけまぜ夏フェス2016 in 石狩 開催決定!

●「いけまぜ夏フェス」って何?

これまで夕張市や恵庭市など道内各地で開催されてきた「いけまぜ夏フェス」は、障がいがある人もない人も「まぜこぜ」になって2日間を過ごし、参加した皆がお互いに助け合って生きることを肌で感じられるイベントです。

このたび石狩市での開催が決定し、花川南小学校をメイン会場に、ポイントラリーや演奏会、花火大会などを予定しています。

開催日程　8/6(土)・7(日)の1泊2日

費用	宿泊	日帰り
障がいのある方とその家族	大　人 3,000円 子ども 1,500円 食事など不要の場合1歳未満は500円(損害保険相当)	大　人 2,000円 子ども 1,000円
市内在住・在勤・在学ボランティア	大　人 1,000円 子ども 無　　料	大　人 1,000円 子ども 無　　料

※子どもは中学生以下。費用には損害保険料、食事代、Tシャツ代を含む
※市外のボランティアは宿泊大人2,000円、子ども1,500円、日帰り大人1,500円、子ども1,000円
※用意したTシャツを着用していただきます

障がいを持つ人もそうでない人も、みんな一緒に楽しもう!というイベントの趣旨から、ボランティアの皆さんにも参加費負担のご理解をお願いしています

●ボランティアさんも大募集!

「いけまぜ夏フェス」では、イベント運営をお手伝いいただけるボランティアさんを大募集します! 気になる方はぜひ「いけまぜシンポジウム」へ。障がいがあっても、ボランティアをしたいという方もお待ちしています。

対象
- 障がいのある方を理解したい、一緒にいけまぜ夏フェスを作り上げたい方
- 力仕事が得意な方など
- 手品や似顔絵、絵本の読み聞かせなど、自分はこういう形で参加したいという方や学生さんも大歓迎!

募集期限　6/13(月)

▲にわとりクラブのエンブレム「いけまぜ小僧」

「いけまぜ夏フェス」がよく分かる!
シンポジウムを開催

「いけまぜシンポジウム」では、「いけまぜ夏フェス」についてより詳しくご紹介します!

内容
- スライド上映による「いけまぜ夏フェス」の紹介
- 「にわとりクラブ」の高橋義男さんたちによる「いけまぜ」の歴史の説明
- 障がいのある人や保護者、ボランティアなどの立場から「いけまぜ」に参加する意義についての意見交換

日時　5/28(土) 14時～16時

場所　花川北コミセン(花川北3・2)

ほか　入場無料、申込不要

主催・申込・問合せ　NPO法人にわとりクラブ　☎FAX011・642・2394　ikemaze-niwatoriclub@nifty.com
主管・申込・問合せ　障がい支援課　☎72・3194　※市外の方は直接にわとりクラブへ申し込み

石狩からの参加者の作品です

制度が変わります

後期高齢者医療制度 保険料率の見直し

① 保険料率が変わります

保険料は、2年ごとに定める保険料率に基づき、決定します。平成28・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

均等割（被保険者が等しく負担）	年間49,809円（1,663円減）
所得割（被保険者の所得に応じて負担）	10.51％（0.01ポイント減）
賦課限度額（1年間の保険料の上限額）	57万円（変更なし）

② 均等割　2割・5割の軽減範囲が拡大します

平成27年度まで	平成28年度から
5割軽減 所得が33万円＋（26万円×世帯の被保険者数）以下	**5割軽減** 所得が33万円＋（26万5,000円×世帯の被保険者数）以下
2割軽減 所得が33万円＋（47万円×世帯の被保険者数）以下	**2割軽減** 所得が33万円＋（48万円×世帯の被保険者数）以下

③ 保険料の計算方法（平成28年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

※年度途中に加入したときは、加入した月からの月割りで計算。平成28年度の保険料額は7月に個別にお知らせします

均等割（1人当たりの額） ＋ 所得割（被保険者本人の所得に応じた額） ＝ **1年間の保険料**（限度額57万円）

問合せ　北海道後期高齢者医療広域連合　☎011・290・5601　　国民健康保険課　☎72・3125

行政不服審査制度がより公正に使いやすくなりました

❶ 行政処分に対し不服を申し立てる手続が「審査請求」に一元化され、原則として最上級行政庁により審査が行われることとなり、公正・慎重な審査を行うための手続が充実した制度となりました。

❷ 「審査請求」があった場合、審査庁はその処分に関与していない市職員を審理員に指名し、独立した権能を持たせることでより公正に審査する仕組みが創設されました。また、審理員による手続の後に、弁護士などで構成する「石狩市行政不服審査会」による審査を経て、審査請求人に対し裁決を行う仕組みも創設されました。

❸ 不服申立てをすることができる期間が法改正により、60日から3カ月に延長され、不服申立ての機会が拡充されました。

❹ 裁判所に対する「処分の取消しの訴え」と、行政庁に対する「審査請求」の手続は、原則として任意に選択できるものの、事前に「審査請求」を経なければ「処分の取消しの訴え」を提起することができない場合が多くありましたが、今回の法改正で、任意に手続を選択できる処分類型が増えました。

問合せ　総務課法制担当　☎72・3149

行政手続に新たな国民救済手段を創設

❶「処分等の求め」

誰もが法令等違反をしている事実を発見した場合に、行政庁に対して、是正のための処分や行政指導等の適正な権限行使を行うことを促すための手続です。

❷「行政指導の中止等の求め」

法令等に基づく行政指導を受けた者が、その行政指導が法律等の要件に適合しないと思う場合に、行政庁に対して行政指導の中止などその再考を求める手続です。

問合せ　総務課法制担当　☎72・3149